

令和2年度あきる野市地域自立支援協議会 第1回全体会記録

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面開催

- 1 日時 令和2年7月22日（水）
- 2 出席者 高野委員、志村委員、藤間委員、加藤委員、佐藤委員、堀越委員 小室委員
柳瀬委員、森田委員、源委員、深澤委員、渡邊委員、石井委員、田中委員
貝瀬委員、中島委員、川久保委員
- 3 議事
 - (1) あきる野市地域自立支援協議会委員委嘱（委嘱書の送付による）
 - (2) 会長・副会長の選出
 - (3) 令和元年度あきる野市地域自立支援協議会事業報告案
 - (4) 令和2年度指定相談支援事業者事業計画（あきる野市障がい者相談支援センター）
 - (5) 各部会等の活動報告（令和2年2月～5月開催分）
 - (6) その他
 - ①全体研修と障害理解講座の開催の可否について
 - ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から今後の部会の開催について
 - ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組状況について各団体・事業所でのこれまでの取組と今後の予定について

議案	承認・不承認の別		
	会長	承認：17名	不承認：0名
1 会長・副会長の選出	副会長	承認：17名	不承認：0名
2 令和元年度あきる野市地域自立支援協議会事業報告	承認：17名		不承認：0名
3 令和2年度指定相談支援事業者事業計画	承認：17名		不承認：0名
4 各部会等の活動報告（令和2年2月～5月開催分）	承認：17名		不承認：0名

上記の表の通り、第1号から第4号までのすべての議案について、過半数をもって承認となりました。

【議案1 会長・副会長の選出について】

会長には、高野 晃嘉 氏

副会長には、志村 直美 氏

が選任されました。

【その他】

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、全体研修と障害理解講座の開催の可否について

- ・開催すべきである：0名
- ・今年度は見送るべきである：4名
- ・事務局に一任する：13名

(委員)

- ・事務局に一任する：webなどで工夫できないか。

【全体研修と障害理解講座の開催について】

過半数の意見をもって「事務局に一任されること」となりました。開催する場合、詳細については別途通知します。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今後の部会の開催について部会によっては参加人数が多く、会場の広さに限りがあるため、密集状態になることが考えられます。そのため部会については、書面での開催を行いFAXやメールでご意見をいただく形でよろしいでしょうか。

- ・承認する：7名
- ・集まっての部会の開催を希望する：0名
- ・事務局に一任する：10名

(委員)

- ・承認する：オンラインでの開催も検討下さい。
- ・事務局に一任する：会場の広さについては、場所の検討や分散開催などの案もこの機会に考えていただきたいです。

【今後の部会の開催について】

過半数の意見をもって「事務局に一任されること」となりました。書面や集まっての部会を開催する場合、詳細については別途通知します。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組状況について各団体・事業所でのこれまでの取組と今後の予定についてご記入ください。

(委員)

- 児童発達支援事業：在宅訪問支援（希望者のみ）
- 放課後等デイサービス：希望者のみ通所
- 就労継続支援B型・生活介護事業：希望をとり、在宅・通所・休みにした。
- 短期入所：原則休業。緊急性が高い人のみ対応。
- グループホーム：通常通り
- 就労・生活支援センター：訪問なし、電話対応のみ
- 計画相談支援：在宅ワーク含め通常通り

(委員)

計画相談支援のモニタリングでは、本人宅と事業所への訪問の機会を減らし、緊急時以外は電話で話を聞くこととした。面談のための来所者には、マスクの着用の徹底

と必要時の配布、検温を行い、常時よりも短時間の面談を行った。

(委員)

感染予防のための基本的なことを繰り返し徹底し続けていく。特効薬のようなものはないと考えている。うがい、手洗い、マスクの着用、業務・プライベートでの行動でもできる限り3密を回避するようにする。感染予防がされていない場所、施設、店舗等の利用を控えるようにしていく。

(委員)

- ・開所時間は通常通りで時間や曜日の短縮などなし。
- ・3密にならない対応として、午前午後2回ずつの換気の徹底。活動時、利用者間は1m以上離れる配慮を行う。手洗い、手指消毒の徹底。マスク着用が可能な方は、マスク着用。(※但し、室内の距離が保てない送迎車内では、常時マスク着用が難しい方でも着用をお願いした。常時窓を開け、換気を徹底した。)
- ・テーブルの配置を広域に配置し、一つのテーブルに2名までとした。また昼食時は対面にならない様に椅子の向きを変更した。
- ・高頻度接触面については、午前、午後アルコールにて消毒を行った。(活動物品も共有の物は1回ずつアルコールにて消毒を行った。)
- ・入所との合同活動の休止、利用者の他部署の往来を自粛しているため、生産活動は1階と2階で分業して実施中。

※今後、運営会議を経て、西多摩地域の感染状況が落ち着いている場合は、順次解除していく予定。

(委員)

◆デイサービスでの取り組み

- ・職員、利用児童の手洗い、消毒を随時行う。
- ・デイサービスの室内、備品、遊具等の消毒
- ・デイサービス、車等で換気ができる場所ではできるだけ換気をする。
- ・職員、児童、人と人との距離をできるだけ取ってもらう。
- ・職員はマスクを着用、児童にもできるだけマスクを着けてもらう。
- ・活動ではおやつ作り、音楽(歌を歌う)等の飛沫が飛びそうな活動は控える。
- ・外出は室内の人が集まりそうな場所には行かない。

◆学校関連

- ・3月の学校が休校になった時は休日体制(10時00分～16時00分)の営業時間で営業
- ・緊急事態宣言発令以降は学校をご利用の方もいたため学校がある日の体制(13時00分～17時30分)と休日体制(10時00分～16時00分)の2つの営業時間を設定し、保護者様のご都合に合わせてデイサービスを営業
- ・緊急事態宣言発令期間中は本当にデイサービスの利用が必要と思われる家庭に限り、ご利用いただくように保護者様に協力してもらった。

◆職員への対応

- ・ケース記録を書く、活動プログラムを検討等のテレワークで行える部分はテレワークを実施

- ・職員へマスクを配布
- ・保護者様の仕事もテレワークや自宅待機により、利用を自粛される方もおり、利用者様の人数も減ったため、規程の職員の数確保しつつ、人との接触を8割減らすという政府の方針に沿って休業できる職員は休業してもらい、休業手当を支給した。

(委員)

4月より7月まで、現在、新任研修及び6月、7月期の民生児童委員協議会と各種行事も中止になり、全ての見守りや訪問活動も自粛しており、5月より部会も開催できず、電話やメールで情報交換をしていました。本年度予定をしていました福祉事業所の訪問や各イベントの参加も部会を開き検討していきたいと思っております（新型コロナウイルスが収束し、事業所側の許可があれば、事業所の訪問を予定通りに行いたいと思っております）。

(委員)

福祉サービス利用の必要性と感染拡大防止策が相反する場合がありますので、そのバランスを整えています。

(委員)

感染予防策のガイドラインを徹底順守。外出・外泊・面会、外部機関関係者の立入り禁止。全職員の体調把握（職員の同居の家族を含む。）。外来受診者の人数制限。入院受け入れ制限。今後は情勢に応じて検討します。

(委員)

消毒薬の設置、窓口での飛沫感染防止対策、講習会の人数制限、入館前の来所者の体温測定、所内のBCPの発動、感染症対策担当の応援体制。今後患者数・濃厚接触者の増減に応じて事業や体制の変更があり得ます。

(委員)

以下、休校明けの本校の対応の一例

登校時、サーモグラフィによる検温、原則マスク着用、20人以上での活動の原則中止、職員室等のアクリル板設置、校内のゾーン分け、来校者の健康チェック・検温、行事の中止。これらは今後も続く見通しです。

(委員)

4月7日から5月31日まで、市内公立学校全16校を臨時休業とし、感染症拡大防止に努めた。6月1日からの学校再開後は、分散登校から始め、徐々に通常登校に戻っていったが、現在も感染予防策を講じながら教育活動を進めている。修学旅行や運動会等、1学期に予定した学校行事は2学期以降に移行して学校が実施できる方法、内容を模索しているところである。夏季休業は、授業時間の確保から例年よりも2週間程短くなる予定である。今後についても、感染症の蔓延状況を捉えながら、その都度教育活動の実施内容、学校行事の内容変更等を学校が判断していくことになる。

(委員)

ほとんどの活動・行事が中止されています。軽運動など行う場合は、検温・消毒・ソーシャルディスタンス・換気など気を付けて行っています。

(委員)

今現在、東京都での感染者が減る様子がなく、この状態での開催は様々に難しいと思うのが率直な考えです。ワクチンが出るまでは厳しいと思います。今年の計画は何も予定していません。ただ、皆様の様子がわからないので連絡を取り合っていきます。

(委員)

時間短縮・閉所などの対応はせず、通常通り開所した。自宅での感染防止策：保護者（利用者）へ通知文にて、体調管理、検温の実施、マスクの着用、手洗い・うがい・手指のアルコール消毒を実施した。マスクの着用（利用者は着用できる方のみ、職員は全員）及び厚労省から支給されたマスク等の配布。常時窓を開け換気を行い、ソーシャルディスタンスが保てるような席の配置に変更した。事業所内・送迎車両をアルコール、0.05%次亜塩素酸ナトリウム液で除菌清掃。事業所内に感染予防のパンフレットを掲示し、家族にも配布した。外部講師による教室は中止をしていたが、東京アラートの解除・ステップ3への移行に伴い、6月19日より再開をしている。その他、外出、バスハイクなどの行事については検討中である。

(委員)

緊急事態宣言期間中はテレワークを活用し、窓口体制を5割程度に縮小して対応。全ての窓口に飛散防止用シートを設置。電話による職業相談・紹介を推奨し、来所による感染リスクを軽減。合同就職面接会など大規模なイベントは中止の方向。

その他意見

(委員)

今年度の全体会および部会の開催はFAXやメールで意見を聞く形とのことですが、過日の（はたらく部会内での）アンケート内で各事業所間での取り組みや情報交換をタイムリーに行いたいとの意見も聞かれており、私もそのように考えています。現在のメール機能では、各事業所間で情報交換を行うツールには難しいと思いますので、この機会にリモートでの会議や情報共有ツールを新たに活用するなど検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

今後の検討課題とさせていただきます。

(委員)

市からのマスク配布、ありがとうございました。

仮にデイサービス等の事業所でコロナウイルス感染者が出た時に、そのデイサービスに通っている利用者様が行き場を失ってしまうことになると思います。そのようなことからデイサービス間での協力体制を早いうちに構築していかなければならないのではないかと思います。

新型コロナウイルスに対する考え方が各家庭で大きく開いていると感じました。感染を警戒して全く来なくなってしまう家庭、従来とあまり変わらずにご利用する家庭と様々でした。

学校の休校期間（3月～5月末）が長く休校期間が明けても新型コロナウイルスの感染を恐れて学校に行っていない児童もいます。

(委員)

コロナ禍の中、グループホームや施設で生活している方に、極端な行動制限が強いられていないか心配です。当職が後見人等になっている人の中にも、緊急事態宣言解除後も関わらず、休日の外出を一切させてもらえないところがあります。集団生活のため、法人の方針で感染予防をしているとのことですが、いつ収束するかの見込みも立たないのに、長期にわたって行動制限をするのは、いかがなものかと思います。私たちも、感染しないように自粛はしていますが、感染リスクの低いと思われる公園の散歩等はしていますし、障がいがあってもなくても、行動制限されるいわれはないと考えます。そこで、各事業所における良い取り組みを共有し、極端な行動制限の緩和につながるような活動ができないものでしょうか。

(事務局)

今後、各事業所の取り組み事例の共有を検討させていただきます。

(委員)

外出できない自粛で障がい者の生活も大きく変わりました。我慢するしかないのか、皆さんの困りごと、意見などを情報交換できたらと思います。

(事務局)

今後、各事業所の取り組み事例の共有を検討させていただきます。

以上